

【バンコック駐在員事務所】

「タイの事業担保法について」

タイの新事業担保法(Business Security Act)が2016年7月2日から施行が公示されました。新たに施行される事業担保法において、事業担保が幅広く活用され、不動産等の固定資産のほか、新たな担保類型として、原材料、特許、事業等の担保権を認める内容を盛り込んでいます。また、担保権を設定した事業はその後も担保資産を占有、使用すること等が可能で、そのまま事業を継続することもできます。同法は中小企業(SME)の資金調達支援に加え、ヤミ金融利用の防止等を目的に施行されます。事業担保法の概要は以下の通りとされています。

事項	内容	
・事業担保の対象となる担保物	1. 事業* 2. 請求権(売掛金・銀行預金等)。但し、手形(約束手形等)により構成される権利を除く 3. 機械、在庫品、原材料等事業活動に使用する動産 4. 不動産(担保権設定者が不動産事業を営む場合における不動産に限る) 5. 知的財産 6. 省令で定めたその他財産 *事業に担保権を設定する場合には、事業担保権契約において、事業担保法に基づき商務省より許認可を受ける中立の担保権執行者を任命する必要がある。	
・担保権設定者及び権利と義務	・個人 ・法人	・担保権設定者が担保物を所持・使用・交換・処分・譲渡・抵当権等の設定、担保物より発生する収益の受領等を行うことができる。 ・担保権設定者は担保物の売却、あるいは担保権者に譲渡する前に、いつでも担保物を受け戻す権利がある。 ・担保権設定者は担保物の勘定書を作成し、担保権者が担保物を調べることを許す。
・担保権者及び権利と義務	・金融機関事業法に基づく金融機関 ・生命保険会社、損害保険会社 ・銀行やその他特定類型の者	・担保権者は商業省事業開発局に契約内容を登記する。 ・担保権者は普通債権者に先立って担保に入れた財産から債務の弁済を受ける。その財産が第三者に譲渡されてしまったか否かにかかわらない。
・担保権の実行方法	1. 担保物が資産の場合： 担保権者が担保物の所有権を取得する方法、又は競売の方法により実行される。 2. 担保物が事業の場合： ・担保権者は担保権を実行させるため、担保権執行者に通知する。 ・事業に関する権限が担保権執行者に移転し、当該事業が処分されるまでの事業の調査・管理・実行が行われることになる。事業の売却代金が担保権者やその他の債権者に割り当てられる。	

【出所:商業省 HP より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載